

7-1. 事前確認結果説明書の作成と破棄・再発行【電子モード】 (作成者：解体工事元請業者)

事業所登録について

- はじめに、このシステムを利用するには、事業者別に「事業所登録」をする必要があります。ログイン画面の「事業所登録」ボタンを押して、事業所登録をします。

実際に機器の運用管理を行う管理者・廃棄者の事業所や取次者、点検技術業者、充填回収業者、及び解体工事元請業者、機器引取業者の登録を行います。



- 事業所情報 新規登録から「解体工事元請業者」を指定して登録します。ログインID、パスワードは、利用者が独自に決めます。なお、解体工事元請業者のご利用については無料となりますので、利用料金精算方法などの表示はされません。

事業所情報 新規登録	
事業所の新規登録をおこなってください * がついている項目はかならず入力してください	
登録業種 *	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 管理者・廃棄者 取次者・整備者 充填回収業者 点検技術業者 解体工事元請業者 機器引取業者 </div> <small>…「管理者・廃棄者」は設備の所有者等を指します。「点検技術業者」とは、充填回収業登録はないが社内に個人資格者がいる企業・団体等を指します。</small>
<small>注)右欄の業種から選択してください。</small>	
ログインID *	<input type="text"/>
パスワード *	<input type="password"/>
確認用パスワード *	<input type="password"/>
ユーザ名 *	<input type="text"/>
<small>(システムを操作する方) (ログイン後、画面の上部に表示される入力者名)</small>	
Email *	<input type="text"/>
確認用Email *	<input type="text"/>

- 確認画面の「事業者コード」は忘れないようにメモしておきます。

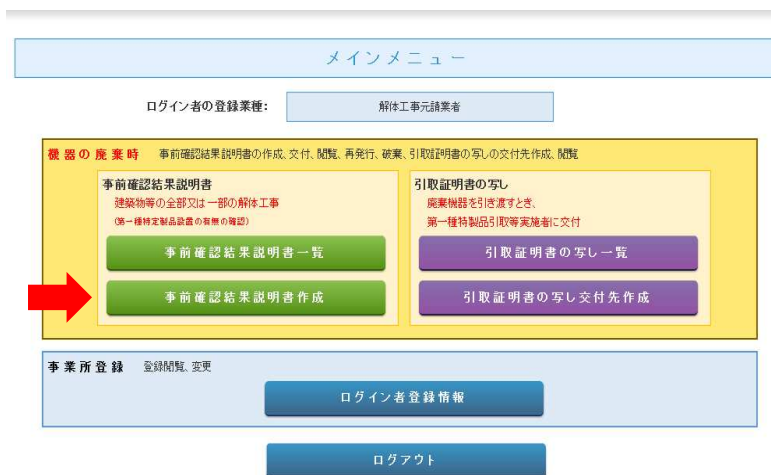
建設業許可番号 産業廃棄物収集運搬業許可番号 等	<input type="text" value="K1234"/>
JRECOからの情報提供メールを受取る	<input checked="" type="checkbox"/> 受取る
事業者コード	<small>本システムの事業者コードとなります。この番号は変更する事はできません。</small> 事業者コード <input type="text" value="K621823306"/>

電子モード「事前確認結果説明書」の作成（無料）

事前確認結果説明書を発行する必要性

- ① フロン類が回収済みだった場合
② フロン類がまだ回収されていない場合
- ・機器があり、
- ・機器がなかった場合
- － 解体する建物に第一種特定製品がなかった場合でも、
「機器がなかった」という結果を事前確認書面に記入し、
発注者に対して書面で説明する必要があります。

4. 解体工事元請業者がログインして、「事前確認結果説明書作成」を押します。



メインメニュー

ログイン者の登録業種: 解体工事元請業者

機器の廃棄時 事前確認結果説明書の作成、交付、閲覧、再発行、破棄、引取証明書の写しの交付先作成、閲覧

事前確認結果説明書
建築物等の全部又は一部の解体工事
(第一種特定製品設置の有無の確認)

事前確認結果説明書一覧
事前確認結果説明書作成

引取証明書の写し
廃棄機器を引き渡すとき、
第一種特定製品引取等実施者に交付

引取証明書の写し一覧
引取証明書の写し交付先作成

事業所登録 登録閲覧、変更

ログイン者登録情報

ログアウト

5. モードは、電子モードを選択します。

作成方法 一覧へ戻る

作成方法を選択してください。

- ・「電子モード」とは、
解体工事元請業者が入力した伝票を電子メールで送信して、
第一種特定製品の設置の有無を確認した結果を説明します。
管理者(解体工事発注者)は電子メールで送られてきた伝票について
説明を受け、内容を確認しサインして承認します。
- ・「紙モード」とは、
管理者(解体工事発注者)がインターネットを使用出来ない等の場合に、
解体工事元請業者が入力した伝票を印刷出力した紙を渡して説明します。
なお、解体工事元請業者は紙伝票については、サーバーに保存します。

電子モード 紙モード

6. 交付年月日、工事発注者、解体工事元請業者の情報を入力します。

伝票番号		
交付年月日*		2020 - 1 - 10 入力日の日付を記入
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律		
第一種特定製品事前確認結果説明書		
■特定解体工事発注者		■特定解体工事元請業者
氏名又は名称*	<input checked="" type="radio"/> 履歴から選択 <input type="radio"/> 事業者コードから選択 氏名又は名称を選択してください 西急電鉄(株) 本社	氏名又は名称 大村解体(株)
住所	〒100 -0001 住所1 東京都千代田区千代田 住所2	住所 〒105-0011 東京都港区芝公園
電話番号	03-1111-2222	電話番号 03-1111-2222
	担当責任者 部署名:* 工事部 氏名:* 大村 太郎	担当責任者 電話番号: 03-1111-2222

7. 解体工事の名称・設置機器の有無などを入力、選択します。

記

解体工事の名称*	芝浦解体
解体工事の場所*	〒120 -0015 住所検索 東京都 住所1 足立区足立 住所2

第一種特定製品(フロン類を使用する業務用冷凍空調機器)の設置の有無*			
<input type="radio"/> あり		<input type="radio"/> なし	
フロン類回収済み		フロン類未回収	
エアコンディショナー	0 台	エアコンディショナー	5 台
冷蔵機器及び冷凍機器	0 台	冷蔵機器及び冷凍機器	0 台
※以下、発注者と受注者で協議の上、記載 ・フロン類回収済みの機器の引取証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 <input type="radio"/> 発注者が実施 <input type="radio"/> 受注者が実施		※以下、発注者と受注者で協議の上、記載 ・フロン類の回収 <input checked="" type="radio"/> 発注者が実施 <input type="radio"/> 受注者が実施 ・フロン類回収後の引取証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 <input checked="" type="radio"/> 発注者が実施 <input type="radio"/> 受注者が実施 ・フロン類の回収等に係る費用 <input checked="" type="radio"/> 当初契約に計上 <input type="radio"/> 設計変更対象	
		※家庭用エアコン等の家電リサイクル法対象機器については、発注者の責任において事前に同法に基づき処理してください。	

上記解体工事における第一種特定製品の設置の有無に関する事前確認結果説明書の交付及び内容の説明を受け、確認しましたので承諾します。

8. 確認画面から内容を確認します。発注者へ事前確認結果説明書を交付します。

Web ページからのメッセージ

西急電鉄（株） 当社に対して、事前確認結果説明書を交付しますか？

「OK」ボタンを押すと、変更・取り消しは出来ません。

このページにこれ以上メッセージの作成を許可しない

OK キャンセル

第一種特定製品(フロン類を使用する業務用冷凍空調機器)の設置の有無			
● あり		○ なし	
フロン類回収済み		フロン類未回収	
エアコンディショナー	0 台	エアコンディショナー	5 台
冷蔵機器及び冷凍機器	0 台	冷蔵機器及び冷凍機器	0 台
※以下、発注者と受注者で協議の上、記載 ・フロン類回収済みの機器の引取証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 <input type="radio"/> 発注者が実施 <input type="radio"/> 受注者が実施		※以下、発注者と受注者で協議の上、記載 ・フロン類の回収 <input checked="" type="radio"/> 発注者が実施 <input type="radio"/> 受注者が実施 ・フロン類回収後の引取証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 <input checked="" type="radio"/> 発注者が実施 <input type="radio"/> 受注者が実施 ・フロン類の回収等に係る費用 <input checked="" type="radio"/> 当初契約に計上 <input type="radio"/> 設計変更対象	
		<input type="radio"/> 当初から設置なし <input type="radio"/> 撤去済み <input type="radio"/> 家庭用機器のみ ※家庭用エアコン等の家電リサイクル法対象機器については、発注者の責任において事前に同法に基づき処理してください。	

上記解体工事における第一種特定製品の設置の有無に関する事前確認結果説明書の交付及び内容の説明を受け、確認しましたので承諾します。

特定解体工事発注者承諾:

9. 解体工事元請業者に「承諾待ち」の伝票が登録されます。
 なお、伝票は **K** から始まる **8ケタ** の番号となります。

1件~12件 (合計:12件)

Nb	伝票番号	元伝票番号	モード	状態	交付年月日	承諾日	解体工事名	解体工事		機器設置の有無	操作
								都道府県	解体工事発注者		
1	K00000171		通常	承諾待ち	2020-01-10		芝浦解体	東京都	西急電鉄(株) 本社	あり	表示 破棄 再発行

10. 又、工事発注者(管理者・廃棄者)に「事前確認結果説明書」が交付されたことのメールが入ります。

解体工事の名称：鈴木商事ビル解体工事
 第一種特定製品事前確認結果説明書番号：K00000176

大村解体(株)様

上記解体工事における第一種特定製品（業務用の空調、冷凍冷蔵機器）の有無に関する事前確認結果説明書の内容を、鈴木商事(株)様より確認、承諾いただきました。

貴社または貴社が委託する設備業者等が事前確認結果説明書に記載の機器に充填されたフロン類の回収のために回収依頼書（行程管理票A票）を起票される際は、上記の事前確認結果説明書番号を入力してください。
 注： 廃棄者以外の業者等が起票する回収依頼書の交付には、廃棄者の承諾が必要です。

▼第一種特定製品事前確認結果説明書
<https://dev.jreco.jp/test/freon/prior/check/6415764251/cTuCO>

1 1. 管理者・廃業者は、メール添付の URL をクリックするか、または、直接システムにログインして、「事前確認結果説明書一覧」を開きます。



1 2. “承認待ち”伝票の「表示」をクリックして開きます。

1件~3件(合計:3件)

No	伝票番号	元伝票番号	モード	状態	交付年月日	承諾日	解体工事名	解体工事都道府県	解体工事元請業者	機器設置の有無	操作
1	K00000180		通常	承認待ち	2020-02-10		芝浦解体	東京都	大村解体	あり	表示

1 3. 解体工事発注者の欄に、担当者が記名します。

記

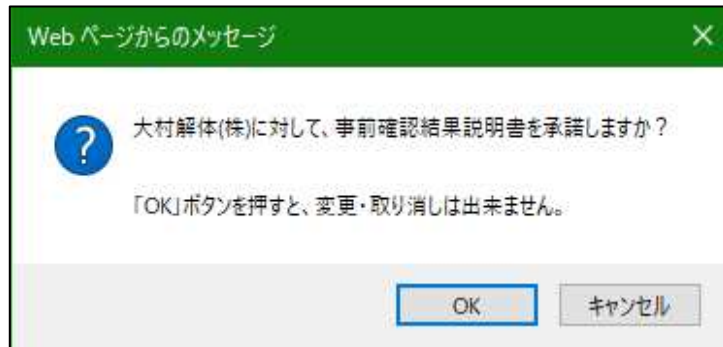
解体工事の名称	芝浦解体
解体工事の場所	〒120-0015 東京都足立区足立

第一種特定製品(フロン類を使用する業務用冷凍空調機器)の設置の有無			
●あり		○なし	
フロン類回収済み		フロン類未回収	
エアコンディショナー	0台	エアコンディショナー	5台
冷蔵機器及び冷凍機器	0台	冷蔵機器及び冷凍機器	0台
※以下、発注者と受注者で協議の上、記載 ・フロン類回収済みの機器の引取証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 ○発注者が実施 ○受注者が実施		※以下、発注者と受注者で協議の上、記載 ・フロン類の回収 ●発注者が実施 ○受注者が実施 ・フロン類回収後の引取証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 ●発注者が実施 ○受注者が実施 ・フロン類の回収率に係る費用 ●当初契約に計上 ○設計変更対象	

上記解体工事における第一種特定製品の設置の有無に関する事前確認結果説明書の交付及び内容の説明を受け、確認しましたので承諾します。

特定解体工事発注者承諾 *

14. メッセージ画面から「OK」ボタンを押して、解体工事元請業者へ承諾します。



15. 発注者の「事前確認結果説明書一覧」に承諾したことが登録されます。

1件~4件 (合計:4件)

Nb	伝票番号	元伝票番号	モード	状態	交付 年月日	承諾日	解体工事名	解体工事 都道府県	解体工事元請業者	機器設置 の有無	操作
1	K00000171		通常	承認済	2020-01-10	2020-03-07	芝浦解体	東京都	大村解体	あり	表示

以上

事前確認結果説明書の破棄

事前確認結果説明書を破棄する場合は、解体工事元請業者がログインして「破棄」を選択します。
管理者・廃業者は、破棄出来ません。

1件~2件 (合計:2件)

Nb	伝票番号	元伝票番号	モード	状態	交付 年月日	承諾日	解体工事名	解体工事 都道府県	解体工事発注者	機器設置 の有無	操作
1	K00000170		通常	承認済	2020-02-07	2020-03-07	鈴木商事ビル解体 工事	東京都	鈴木商事	あり	表示 破棄 再発行



7-1. 事前確認結果説明書の作成と破棄・再発行【電子モード】

解体工事元請業者は、事前確認結果説明書一覧から該当する伝票を選択して、表示された伝票の最下部の「破棄」ボタンを押します。

破棄を行う場合は下部の破棄ボタンをクリックしてください。

伝票番号 K00000170
交付年月日 2020-02-07

フロン種の廃用の合理化及び管理の適正化に関する法律第119条の規定により、下記の工事において全部又は一部を解体する建築物等における第一種特定製品の設置の有無の報告書について、下記のとおり説明します。

第一種特定製品事前確認結果説明書 特定解体工事発注者承諾済

■特定解体工事発注者 氏名又は名称 鈴木商事(株) 住所 〒100-0001 東京都千代田区千代田 電話番号 03-1111-2222	■特定解体工事元請業者 氏名又は名称 大村鋼鉄(株) 住所 〒105-0011 東京都港区芝公園 電話番号 03-4111-2222 担当責任者 部署名: 工事課 氏名: 大村 太郎 担当責任者 電話番号: 03-
---	--

解体工事の名称 鈴木商事ビル解体工事
解体工事の場所 〒100-0011 東京都千代田区内幸町

第一種特定製品(フロン種)を使用する業務用冷凍空調機器の設置の有無

●あり		○なし	
フロン種回収済み	フロン種未回収	エアコンディショナー	エアコンディショナー
0台	0台	5台	5台
冷凍機器及び冷凍機器	冷凍機器及び冷凍機器	0台	0台
※以下、発注者と受注者で協議の上、記載 ・フロン種回収済みの機器の回収証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 <input type="checkbox"/> 発注者が実施 <input type="checkbox"/> 受注者が実施	※以下、発注者と受注者で協議の上、記載 ・フロン種の回収 <input type="checkbox"/> 発注者が実施 <input type="checkbox"/> 受注者が実施 ・フロン種回収後の回収証明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 <input type="checkbox"/> 発注者が実施 <input type="checkbox"/> 受注者が実施 ・フロン種の回収等に係る費用 <input type="checkbox"/> 当初契約に計上 <input type="checkbox"/> 設計変更対象	<input type="checkbox"/> 当初から設置なし <input type="checkbox"/> 廃止済み <input type="checkbox"/> 業務用機器のみ ※家庭用エアコン等の家電リサイクル法対象機器については、発注者の責任において資料に開示しなくて済みます。	

上記解体工事における第一種特定製品の設置の有無に関する事前確認結果説明書の交付及び内容の説明を受け、確認しましたので承諾します。

特定解体工事発注者承諾: 鈴木 太郎

■コメント欄

(注意事項)
 ・フロン種の回収をせずにみだりに放出した場合、罰則の対象となります。
 ・フロン種の回収をせずに第一種特定製品の廃棄等を行うと、廃棄等を行った者(発注者)が罰せられます。
 ・廃棄物処理業者等に対して第一種特定製品の回収等を行う際には、回収証明書の写しの交付が必須です。発注者もしくは廃棄物処理業者等へフロン種回収済みの機器を引渡す場合は、回収証明書の写しを交付しなくてはなりません。廃棄等がない場合には、第一種特定製品の処分を行うことができます。工事の工程及び費用に影響を及ぼすおそれがあります。

破棄

一覧表の状態が、「作成書類を破棄した」となりました。(内容を確認するために表示させることは出来ます。)

1件~2件 (合計:2件)

No	伝票番号	元伝票番号	モード	状態	交付年月日	承諾日	解体工事名	解体工事都道府県	解体工事発注者	機器設置の有無	操作
1	K00000170		通常	作成書類を破棄した	2020-02-07	2020-03-07	鈴木商事ビル解体工事	東京都	鈴木商事	あり	表示 コピー
2	K00000148		通常	承認済	2020-03-04	2020-03-04	西急電鉄(株)本社ビル解体工事	東京都	西急電鉄(株) 本社	あり	表示 破棄 再発行

事前確認結果説明書の再発行

解体工事元請業者は、伝票を訂正するために再発行することも出来ます。

1件~2件 (合計:2件)

No	伝票番号	元伝票番号	モード	状態	交付年月日	承諾日	解体工事名	解体工事都道府県	解体工事発注者	機器設置の有無	操作
1	K00000170		通常	作成書類を破棄した	2020-02-07	2020-03-07	鈴木商事ビル解体工事	東京都	鈴木商事	あり	表示 コピー
2	K00000148		通常	承認済	2020-03-04	2020-03-04	西急電鉄(株)本社ビル解体工事	東京都	西急電鉄(株) 本社	あり	表示 破棄 再発行

再発行を行う場合は下部の再発行ボタンをクリックしてください。

伝票番号 K00000148
交付年月日 2020-03-04

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律
第一種特定製品事前確認結果説明書

特定解体工事発注者承諾済

■特定解体工事発注者		■特定解体工事元請業者	
氏名又は名称	西急電鉄(株) 本社	氏名又は名称	大村解体(株)
住所	〒100-0001 東京都千代田区千代田	住所	〒105-0011 東京都港区芝公園
電話番号	03-1111-2222	電話番号	03-1111-2222
		担当責任者 部署名	工事部
		氏名	大村 太郎
		担当責任者 電話番号	03-1111-

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第48条第1項の規程により、下記の工事において全部又は一部を解体する建築物における第一種特定製品の設置の有無の確認結果について、下記のとおり説明します。

記

解体工事の名称	
西急電鉄(株)本社ビル解体工事	

解体工事の場所	
〒100-0001 東京都千代田区千代田	

第一種特定製品(フロン類を使用する業務用冷凍空調機器)の設置の有無		
● あり		○ なし
フロン類回収済み	フロン類未回収	○ 当初から設置なし
エアコンディショナー 0台	エアコンディショナー 5台	○ 撤去済み
冷蔵庫及び冷凍機器 0台	冷蔵庫及び冷凍機器 0台	○ 家庭用機器のみ
※以下、発注者と受注者で協議の上、記載		※家庭用エアコン等の家電リサイクル法対象機器については、発注者の責任において事前に回収に基づき処理してください。
・フロン類回収済みの機器の引取説明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 ○ 発注者が実施 ○ 受注者が実施	・フロン類の回収 ● 発注者が実施 ○ 受注者が実施 ・フロン類回収済みの機器の引取説明書の写しの廃棄物処理業者等への交付 ● 発注者が実施 ○ 受注者が実施 ・フロン類の回収費に係る費用 ● 当初見積りに計上 ○ 設計変更対象	

上記解体工事における第一種特定製品の設置の有無に関する事前確認結果説明書の交付及び内容の説明を受け、確認しましたので承諾します。

特定解体工事発注者承諾: 西急 太郎

■コメント欄

(注意事項)
・フロン類の回収をせずに適切に取出した場合、取出した者が罰せられます。
・フロン類の回収をせずに第一種特定製品の廃棄等を行うと、廃棄等を行った者(廃棄物処理業者等)に対して第一種特定製品の引取説明書の写しを廃棄する際には、引取説明書の写しを廃棄する場合は、引取説明書の写しを発注者に送付する必要があります。工事の工程及び費用に影響を及ぼすおそれがあります。

再発行

再発行ボタンを押す

伝票は元のデータが入った状態で表示されます。訂正箇所を修正することが出来ます。

Web ページからのメッセージ

再発行を行いますか?
OKボタンを押すと、この伝票は削除されます。

OK キャンセル

K00000148 の伝票が破棄され、新しい伝票番号 K00000172 の伝票を表示させることができます。
「表示」ボタンを押して、伝票画面を表示し、入力内容を修正して、「確認画面へ」から「交付」します。

1件~2件(合計:2件)

No	伝票番号	元伝票番号	モード	状態	交付年月日	承諾日	解体工事名	解体工事 都道府県	解体工事元請業者	機器設置 の有無	操作
1	K00000172	K00000148	通常	再発行後の登録	2020-03-04		西急電鉄(株)本社ビル解体工事	東京都	大村解体	あり	表示
2	K00000148		通常	再発行後の破棄	2020-03-04	2020-03-04	西急電鉄(株)本社ビル解体工事	東京都	大村解体	あり	表示

以上